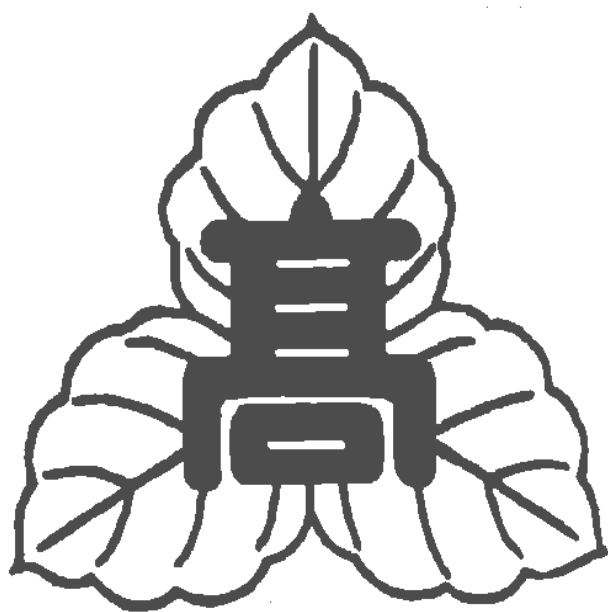


令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜
募集要項



島根県立矢上高等学校

〒696 - 0198 島根県邑智郡邑南町矢上 3921

TEL (0855) 95 - 1105 FAX (0855) 95 - 1995

【共通事項】

1 募集学科及び入学定員

普通科：72名 2学級（特色（総合）選抜を含む）

産業技術科：36名 1学級（特色（総合）選抜を含む）

入学定員のうち身元引受人による県外合格者の上限

普通科：入学定員の22%

産業技術科：入学定員の36%

2 求める生徒像

校訓「腕に覚えのある人間」「筋金の通った人間」「思いやりのある人間」の育成を目指し、次のような生徒を求める。

- (1) 中学校段階までの基礎学力を身に付けている生徒
- (2) 学習や特別活動・課外活動に目的意識を持って意欲的に取り組もうとする生徒
- (3) 思いやりを持ち、様々な立場の人と協働しようとする生徒

＜産業技術科においては、次の（4）も加える＞

- (4) 農業や工業に興味・関心がある生徒

3 面接における評価の観点

- (1) 志望学科の特性を知った上で、はっきりした志望動機を有していること。
- (2) 本校での学習内容に強い関心を示していること。
- (3) 学習意欲が旺盛で、入学後も自ら積極的に学習していく意思があること。
- (4) 特別活動や課外活動にも意欲的に取り組み、入学後も積極的に参加する意思があること。
- (5) 高校生としての本分を守り、勤勉・誠実で規律正しい生活を送ることができる生徒であること。
- (6) 合格した場合、入学の意思が確実であること。

4 注意事項

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 学力検査当日は、島根県教育委員会が示したものを持参すること。
- (3) 合格者には、3月26日（水）の入学予定者登校日に入学説明会と教材販売を行う。
保護者とともに必ず出席すること。詳しくは、3月14日（金）に合格通知と一緒に案内を送付する。
- (4) 出願、志願変更等で不明な点は、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」（島根県教育委員会のホームページより）を参照すること。

5 その他

- (1) 1年生に関わる諸費用を参考に記す。制服・体操服代、舎費は含まれていない。

	普通科	産業技術科
入学予定者登校日（教材他）	約 25,800 円	約 36,000 円
月々引落額（4月）	30,780 円	28,830 円
月々引落額（5月～1月）	17,580 円～9,030 円	14,630 円～8,380 円

※いずれも例年の実績であり、変更する場合がある。

- (2) 寄宿舍への入舎を希望する場合は、3月14日（金）に合格通知と一緒に送付する文書を参考に手続等を行うこと。

【特色（総合）選抜】

1 実施する学科

普通科・産業技術科

2 募集人員

普通科：入学定員（72 人）の 40%

産業技術科：入学定員（36 人）の 40%

ただし、身元引受人による県外受検生の合格者数の上限は、特色（総合）選抜・一般選抜・第 2 次募集をあわせて、普通科の入学定員（72 人）の 22%、産業技術科の入学定員（36 人）の 36%とする。

3 出願資格

令和 7 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、次の各事項に該当する者とする。

- （1）当該学科の学びに対して適性及び関心を持ち、中学校で身に付けた基礎学力を有する者
- （2）志望する動機や理由が明確かつ適切であること
- （3）学習、特別活動及び課外活動に意欲的に取り組んだ者であること
- （4）合格内定した場合、入学の意思が確実であること

4 出願の要件

上記に加え、次の各事項に該当し、次の（1）（2）すべてに該当する者とする。

- （1）基本的な生活習慣が確立している者
- （2）次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者
 - （ア）【学業】学習成績が優秀で、入学後も本校の教育活動に意欲的に取り組む意思がある。（普通科は全教科の評定平均が概ね 3.7 以上、産業技術科は全教科の評定平均が概ね 3.3 以上）
 - （イ）【部活動】本校の指定する部活動（野球、バドミントン、バスケットボール、陸上、女子バレーボール、ソフトテニス）において優れた技能を有し中学校での部活動（クラブチーム等を含む）で活動しており、入学後も継続して活動する意思がある。（普通科は全教科の評定平均が概ね 3.3 以上、産業技術科は全教科の評定平均が概ね 3.0 以上）
 - （ウ）【生徒会活動】中学校等で生徒会長または生徒副会長を経験している。（普通科は全教科の評定平均が概ね 3.3 以上、産業技術科は全教科の評定平均が概ね 3.0 以上）

ただし、評定平均は、中学校等における第 2 学年（義務教育学校においては第 8 学年）と第 3 学年（義務教育学校については第 9 学年。3 学期制の中学校等においては 2 学期まで、2 学期制の中学校等においては前期まで）の評定値（音楽や保健体育等を含めた全ての教科のもの）から算出するものとする。

5 選抜方法

県教育委員会が作成する学力検査、面接（個人）、書類に基づいて行う。

6 選抜において重視する点

中学生生活を充実させ、本校の求める生徒像を理解した上で、入学後も本気で取り組む生徒を選抜するため、次のような点を重視する。

- （1）本校で学ぶ明確な目的意識
- （2）中学校までの基礎学力の定着度と学習に向かう姿勢
- （3）特別活動や課外活動での取り組み状況
- （4）中学校での生活態度全般

7 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に本校校長に提出すること。
ただし、入学願書の提出は1人1学科に限る。

ア 入学願書（本校所定のもの）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。なお、正式な漢字については入学願書の自署欄に手書きで記入すること。

イ 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

ウ 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

エ 志望理由書（様式第2号）

黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。

オ 部活動等実績証明書（本校所定のもの）

出願資格（2）を（イ）【部活動】にする場合のみ必要。

黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。

カ 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類

保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ必要。

- (2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅳ総合入学者選抜（総合選抜）3出願（3）出願手続イの（ア）から（エ）の書類等を添付し、所定の期間内に本校校長に提出すること。

(3) 出願期間

令和7年1月8日（水）から1月10日（金）17時までとする。

ただし、郵送の場合、1月14日（火）以降に届いたものについては、**1月9日(木)までの消印があるもの**に限り受け付ける。

また、出願には「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」（島根県教育委員会のホームページより）を参考にすること。

(4) 自己申告書の提出

志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。なお、提出方法については、出身中学校等で確認すること。

8 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住している場合については、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅳ総合入学者選抜（総合選抜）3出願（4）保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願を参考にすること。

9 学力検査・面接の実施日及び場所

(1) 学力検査

実施日：令和7年1月22日（水）

検査場：島根県立矢上高等学校

受検票は当日の受付時に本人に配布する。面接時間等の詳細については、出願締め切り後に中学校を通して連絡する。

受付	8:30～ 8:50
諸注意・入場	8:50～ 9:15
学力検査	9:20～10:20
国語、数学、英語 (各教科20点満点) (各教科の時間配分は定めない)	

(2) 面接

面接は、1月22日（水）の学力検査後又は1月23日（木）のいずれかに実施する。詳細については、出願後に中学校を通して連絡する。

10 合格内定通知

合格内定の有無について、本校校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式6号）により通知する。また、合格が内定した受験者へは、本校校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式7号）により通知する。

以上の通知は、令和7年1月30日（木）10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。また、合格発表は、令和7年3月14日（金）10時とする。

11 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 特色（総合）選抜による合格内定者は、県内外の公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格内定とならなかった場合は、特色（総合）選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、特色（総合）選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付すること。（島根県収入証紙を所定欄にはりつけること。ただし、消印をしてはならない。）

【一般選抜】

1 募集定員

普通科：入学定員から特色（総合）選抜合格内定者数を除いた数

【入学定員 72 人（2 学級）】

産業技術科：入学定員から特色（総合）選抜合格内定者数を除いた数

【入学定員 36 人（1 学級）】

ただし、身元引受人による県外受検生の合格者数の上限は、特色（総合）選抜・一般選抜・第2次募集をあわせて、普通科の入学定員（72 人）の 22%、産業技術科の入学定員（36 人）の 36%とする。

2 出願資格

次の（1）から（3）のいずれかに該当する者とする。

- （1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- （2）令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- （3）学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

3 選抜方法

学力検査、面接（集団）、書類に基づいて行う。

個人調査報告書と学力検査の比率は（個人調査報告書）：（学力検査）＝50：50とする。

面接は満点を10点とし評点化する。また、傾斜配点は実施しない。

4 選抜において重視する点

中学生生活を充実させ、本校の求める生徒像を理解した上で、入学後も本気で取り組む生徒を選抜するため、次のような点を重視する。

- （1）本校で学びたいという意欲
- （2）中学校までの基礎学力の定着度と学習に向かう姿勢
- （3）中学校での生活態度全般

5 出願手続

- （1）入学志願者は、次に掲げるものを出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長に提出すること。

ア 入学願書（本校所定のもの）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。なお、正式な漢字については入学願書の自署欄に手書きで記入すること。

イ 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

ウ 受検料

学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円を、島根県収入証紙で入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

特色選抜で合格とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、特色選抜の受験校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。

- エ 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）及び添付書類
保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ必要。

（2）出身中学校等の校長は、入学願書等に「令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅶ一般入学者選抜（一般選抜）2 出願（4）出願手続イの（ア）から（エ）の書類等を添付し、所定の期間内に本校校長に提出すること。

（3）出願期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）から 2 月 6 日（木）12 時までとする。

持ち込みの場合； 2 月 3 日（月）、2 月 4 日（火）、2 月 5 日（水）は 9 時から 17 時まで

2 月 6 日（木）は 9 時から 12 時まで

郵 送 の 場 合 ； 2 月 6 日（木）12 時以降に届いたものについては、**2 月 5 日（水）までの消印**があるものに限
り受け付ける。

（4）保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住している場合、又は県外の中学校等からの出願は、「令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅶ一般入学者選抜（一般選抜）2 出願（5）保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願を参考にすること。

（5）自己申告書の提出

志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第 16 号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。なお、提出方法については、出身中学校等で確認すること。

6 志願変更

出願をした者が希望する場合には、1 回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。ただし、第 1 志望が変わらない変更は認めない。

（1）志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に本校校長に提出すること。

ア 入学志願変更届（様式第 12 号）、入学志願変更証明書（様式第 12 号－2）

必要事項を記載し、切り取らずに提出すること。

イ 志願変更先高等学校の入学願書（志願変更先高等学校所定の用紙を用いること。）

志願変更先高等学校の書き方にしたがって記載する。写真をはりつけること。

他校への志願変更ではなく本校の第 1 志望学科を変更する場合も提出すること。

（2）入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願変更先の高等学校長に提出すること。

ア 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書

イ 志願変更先高等学校の入学願書（本校で収入済みの収納印を受けたもの）

ウ その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

ただし、受検料を再度納付する必要はない。他校への志願変更ではなく本校の第 1 志望学科を変更する場合は、ア、イのみ提出すること。

(3) 出身中学校等の校長は、入学願書等に「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅶ一般入学者選抜（一般選抜）4志願変更（2）志願変更手続エの（ア）から（エ）の書類等を添付し、所定の期間内に志願変更先の高等学校長に提出すること。

(4) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間

令和7年2月10日（月）から2月13日（木）17時までとする。

持込による提出のみとし、郵送による提出は認めない。

イ 志願変更先高等学校への提出期間

令和7年2月14日（金）から2月17日（月）17時までとする。

ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。2月17日（月）17時以降に届いたものについては、2月14日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

7 学力検査・面接の実施日及び場所

(1) 学力検査

令和7年3月5日（水）

検査場：島根県立矢上高等学校

受付	8:30～ 8:50
諸注意・入場	8:50～ 9:15
国語	9:20～10:10
数学	10:30～11:20
社会	11:40～12:30
英語	13:20～14:10
理科	14:30～15:20

(2) 面接

面接は、3月5日（水）の学力検査後又は3月6日（木）のいずれかに実施する。詳細については、出願後に中学校を通して連絡する。

8 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次のア、イのいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査及び面接の一部でも受検した者は除く。

ア 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

イ 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

ア 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに出願先高等学校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。

イ 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月6日（木）10時までに出願先高等学校長に提出する。

- ・追検査受検願（様式第27号） 1部
- ・証明書類（検査当日の医師の診断書等） 1部
- ・追検査受検者名簿（様式第28号） 3部

なお、災害、不慮の事項等、または、月経随伴症状等の体調不良により、本検査を受験できず、医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、出身中学校等の校長が証明する「申告書」（別紙様式27号-2）を提出すること。

(3) 実施期日及び検査内容

令和7年3月11日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。
面接は、学力検査終了後引き続いて行う。

(4) 学力検査場

別途通知する。

9 合格発表

令和7年3月14日(金)10時

出身中学校等の校長を通じて本人に通知する。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。また、当日県教育委員会管理サイトにおいても発表する。電話での問い合わせには対応しない。

10 口頭による得点開示請求

本校で学力検査を受検した者は、本人に限り、以下により口頭での得点开示請求ができる。

- (1) 口頭による開示請求を行うことができる個人情報、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点とする。
- (2) 口頭による開示請求を行うことができる期間・時間は、令和7年4月1日(月)から4月30日(火)の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く期間の9時から17時とする。
- (3) 開示請求の際は、本人確認のため**受検票**の提示を必要とする。

【第2次募集】

令和7年度公立高等学校入学者選抜の合格発表時点で、欠員が生じたときは、次により第2次募集を行う。

1 実施する学科

令和7年3月14日（金）の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた学科

2 募集人員

令和7年3月14日（金）の合格発表の時点で、各学科での欠員数を募集人員とする。

ただし、身元引受人による県外受検生の合格者数の上限は、特色（総合）選抜・一般選抜・第2次募集をあわせて、普通科の入学定員（72人）の22%、産業技術科の入学定員（36人）の36%とする。

3 出願資格

（1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

（2）令和7年3月中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

（3）学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

上記（1）から（3）のいずれかに該当する者のうち、以下のアからエのいずれかに該当する者を除くものとする。

ア 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

イ 令和7年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ウ 一般選抜で本校を受検した者

エ 一般選抜学力検査を受検していない者

4 選抜方法

学力検査、面接（個人）、書類に基づいて行う。

配点は、学力検査50点、面接（志望動機ほか）10点、書類（個人調査報告書）50点とする。

5 出願手続

（1）志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に本校校長に提出すること。

ア 入学願書（本校所定のもの）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。「一般選抜受検校」の欄もこれと同様の方法で記載すること。

氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。なお、正式な漢字については入学願書の自署欄に手書きで記入すること。

イ 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の

別は問わない。

ウ 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書
入学願書裏面の所定欄にはりつける。

エ 入学検定料 800 円
島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。

オ 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）
保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ必要。

（2）出身中学校等の校長は、入学願書等に「令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅷ第 2 次募集
入学者選抜（第 2 次募集）2 出願（3）出願手続イの（ア）から（エ）の書類等を添付し、所定の期間内に
本校校長に提出すること。

（3）出願期間

令和 7 年 3 月 17 日（月）から 3 月 18 日（火）12 時までとする。本校への持ち込みによる提出を原則とするが、
隠岐郡から出願する場合等、何らかの理由で郵送により提出をする場合は、出身中学校等の校長から出願先高等
学校校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

（4）県外居住者の出願

保護者が県外に居住している場合については、「令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅷ第 2
次募集入学者選抜（第 2 次募集）2 出願（4）県外居住者の出願を参考にする。

（5）自己申告書の提出について

志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申
告書（様式第 16 号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等
によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。なお、提出方法については、出身中学校
等で確認すること。

6 面接の日時及び場所

日時 令和 7 年 3 月 19 日（水）

受 付：9 時 10 分～9 時 30 分

全体説明：9 時 30 分～9 時 40 分

面 接：9 時 40 分～

場所 島根県立矢上高等学校（卒業生会館）

受検票は当日の受付時に本人に配布する。

7 合格発表

令和 7 年 3 月 24 日（月）15 時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。また、当日県教育委員会管理
サイトにおいても発表する。電話での問い合わせには対応しない。